



櫻井精技（株）人権・労働方針

櫻井精技株式会社は、「人間の精神を信頼し、地球のための技術を創造する」を基本理念とし、事業活動を通じて地球環境問題の解決への貢献と、「くらし」「しごと」の様々な場面で人びとの快適と安心、心身の健康と幸福へのお役立ちを果たすことを目指しています。

このような存在意義を持つ企業は企業自身のものではなく社会のものであるという考えから、櫻井精技株式会社では企業活動から価値を生み出して社会に貢献しなければならないと考えています。

そして、櫻井精技株式会社の事業活動は、働く社員はもとより、製品製作をご発注いただいているお客様、調達・販売などに関わっていただいているお取引先様、さらにはビジネスパートナーの皆様など、多くの方々に支えていただくことで成り立っています。

櫻井精技株式会社は、こうしたすべての人びとの心身の健康や幸せな人生に少しでも貢献するために、ここに「櫻井精技（株）人権・労働方針」を定め、社会的責任を果たすことに努めてまいります。

人権の尊重に対する責任

櫻井精技株式会社は、事業活動において適用されるすべての法令を順守するとともに、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」などの国際的に認められた人権を支持し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、あらゆる形態の強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用および職業における差別の排除、結社の自由および団体交渉権の効果的な承認、安全で健康的な労働環境など、人権尊重の取り組みを推進していきます。

櫻井精技株式会社は、自らの事業活動において、他者への人権侵害を回避し、人権への負の影響に関与した場合は、真摯に対処するように努めます。

人権デュー・ディリジェンス

櫻井精技株式会社は、人権リスクとの接点が多い調達活動に関しては、直接の購入先のみならずサプライチェーン全体で問題の発生を未然に防止できるよう購入先様との対話を強化し、理解と協力を得ながら人権デュー・ディリジェンスの実効性を高めてまいります。

救済

櫻井精技株式会社は、人権侵害に関する苦情の通報者や被害者に関する秘密保持、不利益な扱いの禁止を徹底するとともに、対話を通じて被害者の救済に努めます。

働きがいのある労働環境の実現

櫻井精技株式会社は、社会からお預かりした多様な人財がそれぞれの個性を最大限に発揮し、働きがいを実感することのできる労働環境の実現に向けて、適切な賃金の支払い、適正な労働時間の管理、安全な職場環境の確保と心身の健康増進の支援、ハラスメントの防止、自己成長の機会の提供に重点を置き、その推進と定着・改善に取り組めます。

2025 年 5 月 1 日

櫻井精技株式会社

代表取締役 **櫻井 一郎**